

新規受託項目のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、特定化学物質障害予防規則(特化則)の一部が改正されることになり、令和2年7月1日から施行されることになりました。今般の改正の中で「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定がスチレンによるばく露状況を評価するための検査であること」が示されました。

当社対応といたしまして、尿中マンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量をご報告する下記項目の検査受託を開始いたしますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

謹白

記

新規受託項目

- 4378 スチレン代謝物

受託開始日

- 令和2年7月1日(水)

検査要項

項目コード	4378
検査項目名	ステレン代謝物
検体量/保存方法	尿 1mL*1 / 冷蔵 [容器番号:28番]
検査方法	LC-MS
基準値 *2,3	0.43 g/L 以下 (合算値としての指標: 生物学的許容値 0.43 g/L 以下)
報告形態	・マンデル酸(MA) ・フェニルグリオキシル酸(PGA) ・合算値(MA+PGA) 上記3つの値をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません)
所要日数	5~6日
検査実施料	未収載
報告下限	0.01 g/L 以下
報告上限	9,990,000 g/L 以上
報告桁数	小数2位、有効3桁
備考	*1:[検体採取時期] 採取日は連続した作業日の2日目以降。作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せずに、作業終了後に採尿したものをご提出ください。 *2:報告書に印字する基準値は、「案内参照」でご報告いたします。 *3:生物学的許容値:0.43g/L以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。

※[1553]マンデル酸(ST)につきましては、令和2年9月29日(火)受付日をもって検査受託を中止させていただきます。
代替検査といたしましては、当該検査をご利用ください。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしております。

(厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第3号より)

[以下、特別有機溶剤(ステレン)における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋]

物質		改正後	改正前
ステレン	特化則・特有害剤 一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定

□参考文献

産業衛生学雑誌61(5):170-202,2019.